行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方 税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について

宮崎県税務課長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。)に基づき、次の表の第1欄に掲げる同規則に規定する地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する手続(以下「地方税関係手続」という。)に係る個人番号利用事務実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。)が適当と認める書類、財務大臣等(規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。)が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。)を、同表の第2欄に掲げる内容に関して、同表の第3欄に掲げるとおり定め、平成28年1月1日から適用する。

第1欄	第2欄		第3欄	具体例
規則第	官公署から発行され、又は発給	1-1	税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令第	税理士証票
1 条 第	された書類その他これに類す		55号)第12条に規定する税理士証票(提示時	
1 項 第	る書類であって、通知カードに		において有効なものに限る。以下「税理士証	
2号	記載された氏名及び出生の年		票」という。)	
	月日又は住所(以下「個人識別	1-2	本人の写真の表示のある身分証明書等(学生	写真付き学生証
	事項」という。) が記載され、		証又は法人若しくは官公署が発行した身分	写真付き身分証明書
	かつ、写真の表示その他の当該		証明書若しくは資格証明書をいう。以下同	写真付き社員証
	書類に施された措置によって、		じ。)で、個人識別事項の記載があるもの(提	写真付き資格証明書(船員手
	当該書類の提示を行う者が当		示時において有効なものに限る。以下「写真	帳、海技免状、狩猟・空気銃所
	該個人識別事項により識別さ		付身分証明書等」という。)	持許可証、宅地建物取引士証
	れる特定の個人と同一の者で			(宅地建物取引主任者証) 電
	あることを確認することがで			気工事士免状、無線従事者免許
	きるものとして個人番号利用			証、認定電気工事従事者認定
	事務実施者が適当と認めるも			証、特種電気工事資格者認定
	Ø			証、耐空検査員の証、航空従事
				者技能証明書、運航管理者技能
				検定合格証明書、動力車操縦者
				運転免許証、教習資格認定証、
				検定合格証(警備員に関する検
				定の合格証)等)
		1-3	戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発	戦傷病者手帳
			給をされた本人の写真の表示のある書類で、	

			個人識別事項の記載があるもの(提示時にお	
			いて有効なものに限る。以下「写真付公的書	
			類」という。)	
		1-4	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項	県から送付されるプレ印字申
			を印字した上で本人に交付又は送付した書	告書
			類で、当該個人番号利用事務等実施者に対し	個人番号関係事務実施者から
			て当該書類を使用して提出する場合におけ	送付される個人識別事項(氏名
			る当該書類	及び住所又は生年月日)がプレ
				印字された書類
		1-5	官公署又は個人番号利用事務等実施者が個	手書き申告書等に添付された
			人識別事項を印字した上で本人に交付又は	未記入のプレ印字申告書
			送付した書類で、個人番号利用事務等実施者	
			に対して、申告書又は申請書等と併せて提示	
			又は提出する場合の当該書類	
規則第	官公署又は個人番号利用事務	2-1	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個	学生証 (写真なし)
1 条 第	等実施者から発行され、又は発		人識別事項の記載があるもの(提示時におい	身分証明書(写真なし)
1 項 第	給された書類その他これに類		て有効なものに限る。以下「写真なし身分証	社員証 (写真なし)
3号口	する書類であって個人番号利		明書等」という。)	資格証明書 (写真なし)(生活
	用事務実施者が適当と認める			保護受給者証、恩給等の証書
	もの(通知カードに記載された			等)
	個人識別事項の記載があるも	2-2	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書	地方税、国税、社会保険料、公
	のに限る。)		又は社会保険料若しくは公共料金の領収証	共料金の領収書
			書で領収日付の押印又は発行年月日及び個	納税証明書
			人識別事項の記載があるもの(提示時におい	
			て領収日付又は発行年月日が6か月以内の	
			ものに限る。以下「地方税等の領収証書等」	
			という。)	
		2-3	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官	印鑑登録証明書
			公署から発行又は発給をされた本人の写真	戸籍の附票の写し(謄本若しく
			の表示のない書類(これらに類するものを含	は抄本も可)
			む。)で、個人識別事項の記載があるもの(提	住民票の写し、住民票記載事項
			示時において有効なもの又は発行若しくは	証明書
			発給された日から6か月以内のものに限る。	母子健康手帳
			以下「写真なし公的書類」という。)	
		2-4	地方税法に規定する、特別徴収に係る納税義	特別徴収に係る納税義務者に
			務者に交付する特別徴収の方法によって徴	交付する特別徴収の方法によ
			収する旨の通知書又は特別徴収票その他租	って徴収する旨の通知書(以下
			税に関する法律又は地方税法その他の地方	「特別徴収税額通知書」とい
			税に関する法律に基づく条例に基づいて個	う。)(給与所得の特別徴収税額
		•		•

		ı		T
			人番号利用事務等実施者が本人に対して交	通知書、公的年金等の特別徴収
			付した書類で個人識別事項の記載があるも	税額通知書)
			の(以下「本人交付用税務書類」という。)	退職所得の特別徴収票
				納税通知書
				源泉徴収票(給与所得の源泉徴
				収票、退職所得の源泉徴収票、
				公的年金等の源泉徴収票)
				支払通知書(配当等とみなす金
				額に関する支払通知書、オープ
				ン型証券投資信託収益の分配
				の支払通知書、上場株式配当等
				の支払通知書)
				特定口座年間取引報告書
規則第	過去に法第16条の規定により	3-1	修正申告書に記載された修正申告直前の課	修正申告書に記載された修正
1 条 第	本人確認の措置を講じた上で		税標準額若しくは税額等又は更正の請求書	申告直前の課税標準額又は税
3 項 第	受理している申告書等に記載		に記載された更正の請求直前の課税標準額	額等
5号	されている純損失の金額、雑損		若しくは税額等その他これに類する事項	更正の請求書に記載された更
	失の金額その他当該提供を行			正の請求直前の課税標準額又
	う者が当該提供に係る申告書			は税額等
	等を作成するに当たって必要			
	となる事項又は考慮すべき事			
	情(以下「事項等」という。)			
	であって財務大臣等が適当と			
	認める事項等			
規則第	官公署から発行され、又は発給	4-1	税理士証票	税理士証票
2 条 第	された書類その他これに類す	4-2	写真付身分証明書等	写真付き学生証
2号	る書類であって、行政手続にお			写真付き身分証明書
	ける特定の個人を識別するた			写真付き社員証
	めの番号の利用等に関する法			写真付き資格証明書(船員手
	律施行令(平成26年政令第155			帳、海技免状、狩猟・空気銃所
	号。以下「令」という。) 第12			持許可証、宅地建物取引士証
	条第1項第1号に掲げる書類			(宅地建物取引主任者証) 電
	に記載された個人識別事項が			気工事士免状、無線従事者免許
	記載され、かつ、写真の表示そ			証、認定電気工事従事者認定
	の他の当該書類に施された措			証、特種電気工事資格者認定
	置によって、当該書類の提示を			証、耐空検査員の証、航空従事
	行う者が当該個人識別事項に			者技能証明書、運航管理者技能
	より識別される特定の個人と			検定合格証明書、動力車操縦者
	同一の者であることを			運転免許証、教習資格認定証、
-	•			

	確認することができるものと			検定合格証(警備員に関する検
	 して個人番号利用事務実施者			定の合格証)等)
	が適当と認めるもの	4-3	 写真付公的書類	戦傷病者手帳
		4-4	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項	県から送付されるプレ印字申
			 を印字した上で本人に交付又は送付した書	告書
			 類で、当該個人番号利用事務等実施者に対し	個人番号関係事務実施者から
			 て当該書類を使用して提出する場合におけ	送付される個人識別事項(氏名
			る当該書類	及び住所又は生年月日)がプレ
				印字された書類
		4-5	官公署又は個人番号利用事務等実施者が個	手書き申告書等に添付された
			人識別事項を印字した上で本人に交付又は	未記入のプレ印字申告書
			送付した書類で、個人番号利用事務等実施者	
			 に対して、申告書又は申請書等と併せて提示	
			又は提出する場合の当該書類	
規則第	官公署又は個人番号利用事務	5-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発	個人番号カード(裏面)
3 条 第	等実施者から発行され、又は発		行又は発給をした書類で個人番号及び個人	
1 項 第	給された書類その他これに類		識別事項の記載があるもの	
6 号	する書類であって個人番号利	5-2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による	自身の個人番号に相違ない旨
	用事務実施者が適当と認める		申立書(提示時において作成した日から6か	の申立書
	もの(法第2条第5項に規定す		月以内のものに限る。)	
	る個人番号(以下「個人番号」	5-3	行政手続における特定の個人を識別するた	国外転出者に還付される個人
	という。) の提供を行う者の個		めの番号の利用等に関する法律の規定によ	番号カード又は通知カード
	人番号及び個人識別事項の記		る通知カード及び個人番号カード並びに情	
	載があるものに限る。)		報提供ネットワークシステムによる特定個	
			人情報の提供等に関する省令(平成26年総務	
			省令第85号)第15条の規定により還付された	
			通知カード(以下「還付された通知カード」	
			という。) 又は同省令第32条第1項の規定に	
			より還付された個人番号カード(以下「還付	
			された個人番号カード」という。)	
規則第	官公署又は個人番号利用事務	6-1	写真なし身分証明書等	学生証 (写真なし)
3 条 第	等実施者から発行され、又は発			身分証明書(写真なし)
2 項第	給された書類その他これに類			社員証 (写真なし)
2号	する書類であって個人番号利			資格証明書 (写真なし)(生活
	用事務実施者が適当と認める			保護受給者証、恩給等の証書
	もの			等)
		6-2	地方税等の領収証書等	地方税、国税、社会保険料、公
				共料金の領収書

				納税証明書
		6-3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書
				戸籍の附票の写し(謄本若しく
				は抄本も可)
				住民票の写し、住民票記載事項
				証明書
				母子健康手帳
		6-4	本人交付用税務書類	特別徴収税額通知書(給与所得
				の特別徴収税額通知書、公的年
				金等の特別徴収税額通知書)
				退職所得の特別徴収票
				納税通知書
				源泉徴収票(給与所得の源泉徴
				収票、退職所得の源泉徴収票、
				公的年金等の源泉徴収票)
				支払通知書(配当等とみなす金
				額に関する支払通知書、オープ
				ン型証券投資信託収益の分配
				の支払通知書、上場株式配当等
				の支払通知書)
				特定口座年間取引報告書
規則第	本人しか知り得ない事項その	7-1	個人番号利用事務等実施者により各人別に	社員番号
3 条 第	他の個人番号利用事務実施者		付された番号、本人との取引や給付等を行う	職員番号
4項	が適当と認める事項		場合において使用している金融機関の口座	契約番号
			番号(本人名義に限る。) 証券番号、直近の	保険始期日(保険終期日)
			取引年月日等の取引固有の情報等のうちの	保険契約者名
			複数の事項	被保険者名
				保険金受取人名
				顧客番号、顧客ID
				証券番号
				口座番号
				取引口座に係る指定した時点
				の銘柄や残高
				直近の取引年月日
規則第	個人識別事項により識別され	8-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認	雇用関係にある者から個人番
3 条 第	る特定の個人と同一の者であ		を行っている雇用関係その他これに準ずる	号の提供を受ける場合で、その
5項	ることが明らかであると個人		関係にある者であって、知覚すること等によ	者を対面で確認することによ
	番号利用事務実施者が認める		り、個人番号の提供を行う者が通知カード若	って本人であることが確認で
	場合		しくは令第12条第1項第1号に掲げる書	きる場合

			という。)	
		1		
			行う者の使用に係る電子計算機による送信」	
			提供を受ける方法(以下「個人番号の提供を	
後段			した電子情報処理組織を使用して本人から	
2 号口			に係る電子計算機とを電気通信回線で接続	的送信
4 条 第	当と認める方法		子計算機と個人番号の提供を行う者の使用	像データ、写真等)による電子
規則第	個人番号利用事務実施者が適	10-1	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電	項番9のイメージデータ等(画
			月以内のものに限る。)	
			申立書(提示時において作成した日から6か	の申立書
		9-5	自身の個人番号に相違ない旨の本人による	自身の個人番号に相違ない旨
			識別事項の記載があるもの	
			行又は発給をした書類で個人番号及び個人	
		9-4	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発	
	ర .)		人番号が記載されたもの	
	項が記載されているものに限		氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個	
	者の個人番号及び個人識別事		住民票記載事項証明書」という。)であって、	されたものに限る)
	と認めるもの(当該提供を行う		票記載事項証明書(以下「住民票の写し又は	載事項証明書(個人番号が記載
	人番号利用事務実施者が適当		条第1項に規定する住民票の写し又は住民	されたものに限る) 住民票記
前段	これに類する書類であって個	9-3	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12	住民票の写し(個人番号が記載
2 号口	しくは発給された書類その他		通知カード	番号カード又は通知カード
4 条 第	事務等実施者から発行され、若	9-2	還付された個人番号カード又は還付された	国外転出者に還付される個人
規則第	官公署若しくは個人番号利用	9-1	個人番号カード又は通知カード	個人番号カード、通知カード
			かな場合	確認できる場合
			号の提供を行う者が本人であることが明ら	とによって本人であることが
			ける場合で、知覚すること等により、個人番	で、その者を対面で確認するこ
			同一の者から継続して個人番号の提供を受	個人番号の提供を受ける場合
		8-3	過去に本人であることの確認を行っている	継続取引を行っている者から
			が明らかな場合	合
			個人番号の提供を行う者が本人であること	人であることが確認できる場
			いう。) であって、知覚すること等により、	面で確認することによって本
			養親族その他の親族(以下「扶養親族等」と	供を受ける場合で、その者を対
		8-2	所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶	扶養親族等から個人番号の提
			う。) が明らかな場合	
			号の提供を行う者が本人であること」とい	
			の個人と同一の者であること(以下「個人番	
			される個人識別事項により識別される特定	
			第3条第1項各号に掲げる措置により確認	
			類に記載されている個人識別事項又は規則	

		13-3	写真付公的書類	戦傷病者手帳
				定の合格証)等)
				検定合格証(警備員に関する検
				運転免許証、教習資格認定証、
	るもの			検定合格証明書、動力車操縦者
	利用事務実施者が適当と認め			者技能証明書、運航管理者技能
	ができるものとして個人番号			証、耐空検査員の証、航空従事
	者であることを確認すること			証、特種電気工事資格者認定
	別される特定の個人と同一の			証、認定電気工事従事者認定
	 が当該個人識別事項により識			気工事士免状、無線従事者免許
	って、当該書類の提示を行う者			(宅地建物取引主任者証) 電
	 当該書類に施された措置によ			持許可証、宅地建物取引士証
	れ、かつ、写真の表示その他の			帳、海技免状、狩猟・空気銃所
	 された個人識別事項が記載さ			写真付き資格証明書(船員手 写真付き資格証明書(船員手
2号	項第1号に掲げる書類に記載			写真付き社員証
1 項 第	る書類であって、令第12条第2			写真付き身分証明書
7 条 第	された書類その他これに類す	13-2	写真付身分証明書等	写真付き学生証
規則第	官公署から発行され、又は発給	13-1	税理士証票	税理士証票
			る場合を除く。)	
			の事務を行う者から個人番号の提供を受け	
			て有効なものに限り、税理士法第2条第1項	
			人識別事項の記載があるもの(提示時におい	
			た書類その他これに類する書類であって、個	
	認める書類		 人に対し一に限り発行され、又は発給をされ	保険証)
	 番号利用事務実施者が適当と		公署又は個人番号利用事務等実施者から本	出(例:個人番号カード、健康
	とを証明するものとして個人	12-2	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官	本人しか持ち得ない書類の提
	して個人番号の提供をするこ		合を除く。)	
3号	書類その他の本人の代理人と		 務を行う者から個人番号の提供を受ける場	書類
1 項 第	限り発行され、又は発給された		(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事	
6 条 第	等実施者から本人に対し一に		別事項の記載及び押印があるもの(税理士法	事項(氏名及び住所又は生年月
規則第	 官公署又は個人番号利用事務	12-1	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識	本人並びに代理人の個人識別
			送信を受けること	
			供を行う者の使用に係る電子計算機による	
			写しの提出を受けること又は個人番号の提	
			において有効なものに限る。) 若しくはその	
			人識別事項の記載があるものの提示(提示時	,
2 7—			た書類その他これに類する書類であって、個	
2号二	コこ 応める///A		ス省スは個人留ちが用事の分表にもからか。 人に対し一に限り発行され、又は発給をされ	
4 冬 笙	 当と認める方法		公署又は個人番号利用事務等実施者から本	ド 運転免許証 旅券)のイメ

規則 第 登記事項証明書その他の官公 14-1 登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官 下記の	書類及び社員証等の法
7 条 第 署から発行され、又は発給され 公署から発行又は発給をされた書類その他 人との	関係を証する書類(社員
2項 た書類及び現に個人番号の提 これに類する書類であって、当該法人の商号 証等が	発行されない場合は「法
供を行う者と当該法人との関 又は名称及び本店又は主たる事務所の所在 人の従	業員である旨の証明
係を証する書類その他これら 地の記載があるもの(提示時において有効な 書」)	
に類する書類であって個人番 もの又は発行若しくは発給をされた日から ・登記!	事項証明書(登記情報提
号利用事務実施者が適当と認 6か月以内のものに限る。以下「登記事項証 供サー	ビスの登記情報を電子
めるもの(当該法人の商号又は 明書等」という。)並びに社員証等、現に個 計算機	を用いて出力すること
名称及び本店又は主たる事務 人番号の提供を行う者と当該法人との関係 により	作成した書面を含む)
所の所在地の記載があるもの を証する書類(以下「社員証等」という。) ・印鑑:	登録証明書
に限る。) 14-2 地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は 下記の	書類及び社員証等の法
名称及び本店又は主たる事務所の所在地の 人との	関係を証する書類(社員
記載があるもので、提示時において領収日付証等が	発行されない場合は「法
又は発行年月日が6か月以内のものに限る。 人の従	業員である旨の証明
以下「法人に係る地方税等の領収証書等」と書」)	
いう。) 及び社員証等 ・地方を	税、国税、社会保険料、
公共料:	金の領収書
- 納税	証明書
規則 第 官公署又は個人番号利用事務 15-1 写真なし身分証明書等 学生証	(写真なし)
9 条 第 等実施者から発行され、又は発 身分証	明書(写真なし)
1 項 第 給された書類その他これに類 社員証	(写真なし)
2号 する書類であって個人番号利 資格証	明書 (写真なし)(生活
用事務実施者が適当と認める	給者証、恩給等の証書
もの 等)	
15-2 地方税等の領収証書等 地方税	国税、社会保険料、公
共料金(の領収書
納稅証	明書
15-3 写真なし公的書類 印鑑登録	録証明書
戸籍の「	附票の写し(謄本若しく
は抄本・	も可)
住民票位	の写し、住民票記載事項
証明書	
母子健/	康手帳
15-4 本人交付用税務書類 特別徴	収税額通知書(給与所得
	徴収税額通知書、公的年
	Į.
	持別徴収税額通知書)

収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票) 支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書 株 則 第 本人及び代理人しか知り得な 16-1 本人と代理人の関係及び個人番号利用事務 等実施者により各人別に付された番号、本人 職員番号 職員番号 契約番号 との取引や給付等を行う場合において使用 している金融機関の口座番号(本人名義に限 る。)証券番号、直近の取引年月日等の取引 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客ID					納税通知書
収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票) 支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書 特定口座年間取引報告書 社員番号 い事項その他の個人番号利用 事務実施者が適当と認める事項 との取引や給付等を行う場合において使用 といいる金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客ID					Í
公的年金等の源泉徴収票) 支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オーフン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書 規則第 本人及び代理人しか知り得な 16-1 本人と代理人の関係及び個人番号利用事務 (等実施者により各人別に付された番号、本人 職員番号 職員番号 事務実施者が適当と認める事項 との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)証券番号、直近の取引年月日等の取引 保険契約者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客ID					源泉徴収票(給与所得の源泉徴
支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オーフン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書)特定口座年間取引報告書 規則第 本人及び代理人しか知り得な					収票、退職所得の源泉徴収票、
額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書)特定口座年間取引報告書規則第本人及び代理人しか知り得な9条第い事項その他の個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人職員番号等実施者により各人別に付された番号、本人職員番号との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限保険始期日(保険終期日)る。)証券番号、直近の取引年月日等の取引保険契約者名被保険者名保険金受取人名顧客番号、顧客ID					公的年金等の源泉徴収票)
フ型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書)特定口座年間取引報告書 規則第 本人及び代理人しか知り得な 16-1 本人と代理人の関係及び個人番号利用事務 社員番号 等実施者により各人別に付された番号、本人 職員番号 事務実施者が適当と認める事 項 との取引や給付等を行う場合において使用 契約番号 している金融機関の口座番号(本人名義に限 保険始期日(保険終期日) る。)証券番号、直近の取引年月日等の取引 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客ID					支払通知書(配当等とみなす金
の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書 規則第 本人及び代理人しか知り得な 16-1 本人と代理人の関係及び個人番号利用事務 特実施者により各人別に付された番号、本人 職員番号 製約番号 との取引や給付等を行う場合において使用 している金融機関の口座番号(本人名義に限 る。)証券番号、直近の取引年月日等の取引 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客ID					額に関する支払通知書、オープ
規則第 本人及び代理人しか知り得な 16-1 本人と代理人の関係及び個人番号利用事務 社員番号 職員番号 3項 事務実施者が適当と認める事 頂 との取引や給付等を行う場合において使用 している金融機関の口座番号(本人名義に限 る。)証券番号、直近の取引年月日等の取引 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客 I D					ン型証券投資信託収益の分配
規則第 本人及び代理人しか知り得な 16-1 本人と代理人の関係及び個人番号利用事務 14員番号 18-1 事務実施者が適当と認める事 項					の支払通知書、上場株式配当等
規則第 本人及び代理人しか知り得な 16-1 本人と代理人の関係及び個人番号利用事務 社員番号 13項 事務実施者が適当と認める事 項 との取引や給付等を行う場合において使用 している金融機関の口座番号(本人名義に限 保険始期日(保険終期日) る。)証券番号、直近の取引年月日等の取引 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客 I D					の支払通知書)
9 条 第 い事項その他の個人番号利用 事務実施者が適当と認める事項 との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限保険始期日(保険終期日)る。)証券番号、直近の取引年月日等の取引保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客 I D					特定口座年間取引報告書
3項 事務実施者が適当と認める事項 との取引や給付等を行う場合において使用 契約番号 している金融機関の口座番号(本人名義に限 保険始期日(保険終期日) る。)証券番号、直近の取引年月日等の取引 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客 I D	規則第	本人及び代理人しか知り得な	16-1	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務	社員番号
項 している金融機関の口座番号(本人名義に限保険始期日(保険終期日) る。) 証券番号、直近の取引年月日等の取引保険契約者名 被保険者名 は保険金受取人名 顧客番号、顧客ID	9 条 第	い事項その他の個人番号利用		等実施者により各人別に付された番号、本人	職員番号
る。)証券番号、直近の取引年月日等の取引 固有の情報等のうちの複数の事項 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客 I D	3項	事務実施者が適当と認める事		との取引や給付等を行う場合において使用	契約番号
固有の情報等のうちの複数の事項 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客ID		項		している金融機関の口座番号(本人名義に限	保険始期日(保険終期日)
保険金受取人名顧客番号、顧客ID				る。) 証券番号、直近の取引年月日等の取引	保険契約者名
顧客番号、顧客ID				固有の情報等のうちの複数の事項	被保険者名
					保険金受取人名
					顧客番号、顧客ID
m.7 H 7					証券番号
口座番号					口座番号
取引口座に係る指定した時点					取引口座に係る指定した時点
の銘柄や残高					の銘柄や残高
直近の取引年月日					直近の取引年月日
規則第 令第12条第2項第1号に掲げ 17-1 雇用契約成立時等に本人であることの確認 雇用関係にある者から個人番	規則第	令第12条第2項第1号に掲げ	17-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認	雇用関係にある者から個人番
9条第る書類に記載されている個人 を行っている雇用関係その他これに準ずる 号の提供を受ける場合で、その	9 条 第	る書類に記載されている個人		を行っている雇用関係その他これに準ずる	号の提供を受ける場合で、その
4項 識別事項により識別される特 関係にある者であって、知覚すること等によ 者を対面で確認することによ	4項	識別事項により識別される特		関係にある者であって、知覚すること等によ	者を対面で確認することによ
定の個人と同一の者であるこり、本人の代理人として個人番号を提供するので本人の代理人であること		定の個人と同一の者であるこ		り、本人の代理人として個人番号を提供する	って本人の代理人であること
とが明らかであると個人番号 者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に が確認できる場合		とが明らかであると個人番号		者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に	が確認できる場合
利用事務実施者が認める場合 記載されている個人識別事項により識別さ		利用事務実施者が認める場合		記載されている個人識別事項により識別さ	
れる特定の個人と同一の者であること(以下				れる特定の個人と同一の者であること(以下	
「個人番号の提供を行う者が本人の代理人で				「個人番号の提供を行う者が本人の代理人で	
あること」という。)が明らかな場合				あること」という。) が明らかな場合	
17-2 扶養親族等であって、知覚すること等によ 扶養親族等から個人番号の振			17-2	扶養親族等であって、知覚すること等によ	扶養親族等から個人番号の提
り、個人番号の提供を行う者が本人の代理人は失受ける場合で、その者を対				り、個人番号の提供を行う者が本人の代理人	供を受ける場合で、その者を対
であることが明らかな場合 面で確認することによって本				であることが明らかな場合	面で確認することによって本
人の代理人であることが確認					人の代理人であることが確認
できる場合					できる場合
17-3 過去に本人であることの確認を行っている 継続取引を行っている者から			17-3	過去に本人であることの確認を行っている	継続取引を行っている者から
同一の者から継続して個人番号の提供を受しる場合				同一の者から継続して個人番号の提供を受	個人番号の提供を受ける場合

			ける場合で知覚すること等により、個人番号	で、その者を対面で確認するこ
			の提供を行う者が本人の代理人であること	とによって本人の代理人であ
			が明らかな場合	ることが確認できる場合
		17-4	代理人が法人であって、過去に個人番号利用	過去に実存確認をしている場
			事務等実施者に対し規則第7条第2項に定	合(法人の場合)
			める書類の提示を行っていること等により、	
			個人番号の提供を行う者が本人の代理人で	
			あることが明らかな場合	
規則第	官公署又は個人番号利用事務	18-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発	
9 条 第	等実施者から発行され、又は発		行又は発給をした書類で個人番号及び個人	
5 項第	給された書類その他これに類		識別事項の記載があるもの	
6号	する書類であって個人番号利			
	用事務実施者が適当と認める	18-2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による	自身の個人番号に相違ない旨
	もの(本人の個人番号及び個人		申立書(提示時において作成した日から6か	の申立書
	識別事項の記載があるものに		月以内のものに限る。)	
	限る。)	18-3	還付された個人番号カード又は還付された	国外転出者に還付される個人
			通知カード	番号カード又は通知カード
規則第	本人及び代理人の個人識別事	19-1	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人	委任状(税務代理権限証書)の
10条第	項並びに本人の代理人として		の代理人として個人番号の提供を行うこと	データの送信
1号	個人番号の提供を行うことを		を証明する情報の送信を受けること	
	証明する情報の送信を受ける			
	ことその他の個人番号利用事			
	務実施者が適当と認める方法			
規則第	代理人に係る署名用電子証明	20-1	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官	代理人の身元確認書類(個人番
10条第	書(電子署名等に係る地方公共		公署又は個人番号利用事務等実施者から代	号カード、運転免許証、旅券)
2号	団体情報システム機構の認証		理人に対し一に限り発行され、又は発給をさ	のイメージデータ等(画像デー
	業務に関する法律(平成14年法		 れた書類その他これに類する書類であって、	タ、写真等) による電子的送信
	律第153号。以下「公的個人認		 個人識別事項の記載があるものの提示(提示	
	証法」という。) 第3条第1項		時において有効なものに限る。) 若しくはそ	
	に規定する署名用電子証明書		の写しの提出を受けること又は個人番号の	
	をいう。) 及び当該署名用電子		提供を行う者の使用に係る電子計算機によ	
	証明書により確認される電子		る送信を受けること	
	署名が行われた当該提供に係			
	る情報の送信を受けることそ			
	の他の個人番号利用事務実施			
	者が適当と認める方法			
規則第	官公署若しくは個人番号利用	21-1	本人の個人番号カード又は通知カード	(本人の)個人番号カード又は
10条第	事務等実施者から発行され、若			通知カード
L		<u> </u>		

3 号口	しくは発給された書類その他	21-2	本人の還付された個人番号カード又は還付	(本人の)国外転出者に還付さ
前段	これに類する書類であって個		された通知カード	れる個人番号カード又は通知
	人番号利用事務実施者が適当			カード
	と認めるもの(本人の個人番号	21-3	本人の住民票の写し又は住民票記載事項証	(本人の)住民票の写し、住民
	及び個人識別事項の記載があ		明書であって、氏名、出生の年月日、男女の	票記載事項証明書(個人番号が
	るものに限る。)		別、住所及び個人番号が記載されたもの	記載されたものに限る)
		21-4	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発	
			行又は発給をした書類で、本人の個人番号及	
			び個人識別事項の記載があるもの	
		21-5	本人が記載した自身の個人番号に相違ない	本人が記載した自身の個人番
			旨の本人による申立書(提示時において作成	号に相違ない旨の申立書
			した日から6か月以内のものに限る。)	
規則第	個人番号利用事務実施者が適	22-1	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子	項番21の書類のイメージデー
10条第	当と認める方法		計算機による送信を受けること	夕等(画像データ、写真等)に
3 号口				よる電子的送信
後段				